

令和4年度 西区認知症あんしん検診業務委託仕様書

1 業務委託に関する基本事項

- (1) 業務名 令和4年度 西区認知症あんしん検診業務委託
- (2) 契約期間 契約日から令和5年3月31日

2 業務の目的

本市の高齢化率は約30%の超高齢社会にあり、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられるよう、まちづくりを進めている。

西区でも超高齢社会において、誰もが認知症になる可能性がある状況で、認知症への意識の醸成を行い、認知症予防（認知症になるのを遅らせること、認知症になっても進行を緩やかにすること）を行うと同時に、認知症の方やその家族の方が、地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを行うことが必要である。

こうした背景により、本業務では、西区において「区民の認知症予防への意識向上」及び「区民が認知症への理解を深め、共生できる環境づくり」を目的とし、「認知機能検査の実施」及び「認知症予防セミナー」を実施する。

3 事業内容

(1) 対象者

- ①西区に居住している65歳以上の方
- ②これまでに医療機関で認知症の診断を受けたことのない方

(2) 事業期間

- ①認知機能検査及び認知症予防セミナーの開催…令和4年9月～令和5年1月
- ②事業報告書の提出…令和5年3月31日まで

(3) 実施内容

申込者に対し、①②を実施する。

①認知機能検査の実施

- ・毎週月～金曜日（祝日を除く）に実施

②認知症予防セミナーの開催

- ・会場、時間帯は以下のとおりとする。

小針青山公民館 2階 大会議室

第1、第3金曜日 午後3時30分～午後5時30分の時間枠内で実施

施設の利用許可申請及び使用料免除申請は市が行う。

※①②に係る具体的な実施内容は（4）事業計画書で提案するものとする。

(4) 事業計画の提案

下記の項目を盛り込んだ事業計画を提案すること。(任意様式)

- ①事業の趣旨
- ②具体的な実施方法
- ③事業報告内容
- ④事業担当(具体的な事業体制)
- ⑤上記項目以外の提案内容(任意)

(5) 検診費用

検診及びセミナー参加に係る区民の費用は無料とする。

(6) 事業報告書の提出

令和5年3月末までに以下の内容を記載した事業報告書を西区健康福祉課へ提出する。

- ①認知機能検査の結果
- ②認知機能検査後の認知症またはMCIの診断を受けた方を対象とした追跡調査結果
- ③認知症予防セミナー受講者へのアンケート調査結果

4 留意事項

- ・市は令和4年8月21日号西区だよりに掲載を行う。
- ・受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、市と協議の上、予め、書面による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。
- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱うこと。
- ・新型コロナウイルス感染予防対策を行うとともに、感染状況の変化に対し、柔軟な対応を行うこと。